平成２８年（フ）第２７１号
千葉県船橋市旭町２丁目24番１－112号
債務者　塚田　麻維
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第２７９号
千葉市美浜区高浜１丁目14番８棟102号
債務者　古谷　幸代
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第２８０号
千葉県習志野市実籾３丁目19番５号　トレボーンミモミ２－203号
債務者　花輪喜久志
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第３２２号
千葉県八千代市八千代台南３丁目３番16号　ハイネス106号
債務者　日暮　　勇
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第３３７号
千葉県市川市市川南４丁目４番41号　（セレーネ市川２番館202）
債務者　長谷川一雄
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第４３５号
名古屋市熱田区神戸町701番地　神戸荘２棟301号
債務者　小澤　　繁
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５５４号
名古屋市中村区烏森町３丁目10番地の１　サンビレッジ中村402号
債務者　朝日瑛こと　陳　　瑛
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１１２号
兵庫県姫路市安富町長野388番地９アピアＹＡＳＵＴＯＭＩ716
債務者　光森　彩加（旧姓金川）
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第１３１号
兵庫県高砂市阿弥陀町生石37　サニーコートⅡ203号室、住民票上の住所兵庫県姫路市勝原区朝日谷16番地４　福尾ハイツ１Ｆ１号
債務者　西川　和也
1　決定年月日時　平成28年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第１６３号
兵庫県加古川市平岡町新在家2214番地の14、従前の住所兵庫県三木市末広２丁目３番33号メゾン三木303号
債務者　片井　良惠
1　決定年月日時　平成28年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第２５７号
広島市中区大手町５丁目７番８－201号　トキワマンション
債務者　宮岡　邦明
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２６０号
広島市南区南大河町11番11－203号
債務者　平本　幸三
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２６１号
広島市西区己斐西町２番４－203号
債務者　常弘　和明
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２５号
福岡県大川市大字九網53番地１
債務者　植木　識義
1　決定年月日時　平成28年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２８年（フ）第２１号
鹿児島県大島郡和泊町大字谷山791番地
債務者　市来　健仁
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２８年（フ）第２２号
鹿児島県大島郡和泊町大字谷山791番地
債務者　市来ひとみ
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２８年（フ）第１４号
北海道日高郡新ひだか町静内中野町２丁目12番９号
債務者　原田　直貴
1　決定年月日時　平成28年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係